

〔別記三〕

〃	九七七	奥田八十吉
〃	一〇一八	石 渡 青
〃	一三六三	立野 光大郎
以下同盟加入セザル工場		
八王子市元本御町一八八	高 野 隆	二二
〃	横田 常五郎	二二
〃	小内町 六三	六
計	二二	
	一三七	
	以上	

嘆願書

今回八王子加工従業員、協議結果、八王子織物同業組合加工部会ニ対シテ記

記

- 一 昭和六年一月十九日加工部会、日本労働総同盟紡織労働組合ト、同締結シタル覚書條項ヲ実施サレタレ
- 一 新興銘仙、賃金ニ関シテ従業員代表、協議決定サレタレ
- 一 臨時工雇傭制度ヲ廃止サレタレ

昭和十年一月十一日

八王子織物同業組合加工部会長殿 日本労働総同盟八王子加工支部員一同

〔別記三〕

通告書

今回端方にも新興銘仙工賃決定に当リ意見、相違を見茲に相討を
 するに至りし事遺憾に存じます
 尤共八王子織物加工業の現状及将来を深慮するに於て工場主の劣ら
 ざる熱意を持つて居るのありませう故に今回、新興銘仙工賃決定に就ても
 双方誠意を以て平和的に折衝解決せざるを念願として考へたのであります
 然るに不幸我等の嘆願付部会の決議として蹂躪されるに至り、且以上
 最後の決意を示したければ方々の場合となつたかありませう
 甚だ遺憾ではありませうが合理的に折衝出来得る機会の一はも早からん
 事を切望し此記條項を要せず次第にありませう

要求事項

- 一 日本労働総同盟を公認する事
- 一 新興銘仙賃金に双方折衝の上決定する事
- 一 現在の従業員五本工との採用する事
- 一 仕掛け職人を主として公平採用する事
- 一 年議中の損害として職人一人に對し一日一円を工場主が於て負担する事
- 一 年議費用を全額負担する事

尚我等の真意を此辭解の上速かに解決に努力を盡さずと存じますと